

伊奈町総務建設産業常任委員会

令和5年3月7日（火曜日）

埼玉県伊奈町議会

1. 招集年月日

令和5年3月7日(火)

2. 場所

全員協議会室

3. 開会・閉会等時刻

◎開会	午前	8時59分
・休憩	午前	9時00分
・再開	午前	9時47分
・休憩	午前	10時01分
・再開	午前	10時02分
・休憩	午前	10時11分
・再開	午前	10時14分
・休憩	午前	10時20分
・再開	午前	10時20分
・休憩	午前	10時38分
・再開	午前	10時38分
・休憩	午前	10時53分
・再開	午前	11時08分
・休憩	午前	11時30分
・再開	午前	11時32分
・休憩	午前	11時36分
・再開	午前	11時37分
・休憩	午前	11時41分
・再開	午前	11時42分
・休憩	午前	11時43分
・再開	午前	11時43分
・休憩	午前	11時53分
・再開	午後	0時00分
◎閉会	午後	0時02分

4. 出席委員名

委員長 戸張光枝

副委員長 武藤倫雄

委員 高橋まゆみ、大野興一、佐藤弘一、村山正弘、山本重幸

議長 永末厚二

5. 欠席委員氏名

委員 なし

6. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

事務局長 大津真琴 局長補佐 釵持潤子

7. 説明のため出席した者の職・氏名

町長 大島 清

副町長 関口大樹

教育長 高瀬 浩

企画総務統括監 石田勝夫、くらし産業統括監 久木正、健康福祉統括監 松田正、都市建設統括監 中本雅博、会計管理者 瀬尾 奈津子、消防長 安田昌利、企画課長 秋山雄一、企画課主幹 野本陽、総務課長 森田範仁、生活安全課長 高山睦男、税務課長 藤原厚也、住民課長 濱野邦光、社会福祉課長 影山歩、子育て支援課長 秋元和彦、保健医療課長 久木良子、クリーンセンター所長 戸井田隆、アグリ推進課長 大野正人、元気まちづくり課長 斉藤雅之、土木課長 今野茂美、都市計画課長 渡邊研一、人権推進課長 大塚健司、DX 推進・新庁舎整備室長 澤田勝、上下水道課長 鳥海博、上下水道課主幹 細田力、消防次長 畑安昭、消防総務課長 前田廣、消防総務課主幹 依田淳、消防署長兼消防課長 今井良明

開会 午前 8時59分

○戸張光枝委員長 皆様にお願いがございます。

新型コロナウイルス感染症対策として、マスク等の着用や、発言する際は、マイクの向きやマイクに近づくなどのご協力をお願いいたします。

それでは、ただいまから総務建設産業常任委員会を開会します。

本日、町民の方から本委員会を傍聴したい旨、申出は今のところありません。伊奈町議会委員会条例第17条の規定に基づき、申出があった場合は許可したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○戸張光枝委員長 ご異議なしと認め、許可することに決定いたします。

ここで、付託されました案件の審査に入る前に休憩して、関係する現地の視察を行います。これより休憩いたします。

休憩 午前 9時00分

再開 午前 9時47分

○戸張光枝委員長 町内視察にご協力いただきまして、ありがとうございました。お疲れさまでございました。

休憩を解いて会議を開きます。

初めに、大島町長からご挨拶をいただきたいと思います。

○大島 清町長 改めまして、おはようございます。

委員会に先立ちまして、町道になりました4363号と4364号ということで、2線見学いただきまして、ありがとうございました。

それでは、着座で失礼をさせていただきます。

今日は総務建設産業常任委員会ということで、朝早くからご参集を賜りまして、ありがとうございます。このところ気になっておりますコロナの関係ですけれども、大分減ってきました。今日の新聞でも、2人という数字で、累積で1万1,929人という数字が出ておりました。その代わりと、今までインフルエンザははやっていたんですけども、昨日は学校で合計10人出たということで、少し増えたよなという、そんな感じがありまして、また気

になっているところでもあります。

同じインフルでも、鳥インフルがやたらはやっていて、今、卵が品薄になってきたということで、大変需要と供給のバランスが大変崩れているという、そんな話も伺っておりますし、社会生活の中で非常に困っているよという話も伺っております。

今日は、総務建設産業常任委員会では、8議案を提案させていただいております。全議案ともご承認いただきますように、どうぞよろしくお願い申し上げます、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○戸張光枝委員長 ありがとうございます。

当委員会に付託された案件は、議案8件であります。

これらを議題といたします。

なお、本会議における提案説明並びに自宅での審査期間もありましたので、直ちに質疑に入ります。

初めに、第6号議案 令和4年度伊奈町一般会計補正予算（第11号）の所管事項について質疑を行います。

7ページの第2表、継続費補正、8ページの第3表、繰越明許費補正及び9ページの第4表、地方債補正並びに12ページから15ページまでの歳入全般について質疑はございませんか。村山委員。

○村山正弘委員 本会議でも状況説明があったんですけども、確認も含めて質疑させていただきます。

12ページ、町民税が1億6,600万円、固定資産税4,700万円の増額補正となっていますけれども、現年課税分がプラスの補正となった状況について、どのような状況か説明をお願いいたします。

○戸張光枝委員長 税務課長。

○藤原厚也税務課長 まず、町民税の個人分ですが、こちらは納税義務者の伸びという事実もございしますが、一番の要因は、1人当たりの課税標準額が当初見込額より増加したことによる要因が大きいと捉えております。

また、当初課税の予算編成時には、初期のコロナ禍により行動制限、時短営業の規制等、今まで経験のない、先が読めない状況でございましたので、リーマンショック時のように複数年にわたり個人所得が伸びないのではないかと考えておりましたが、国の経済支援や金融緩和措置等により、コロナ禍からの回復や新たな需要の拡大により、少なからず所得を押し

上げたものではないかと解釈しております。

次に、町民税の法人ですが、こちらは大きく4点、増額の要因があると捉えております。

まず、1点目は、定期的に大きな設備の入替えを行う特定の製造業者がございまして、こちらの事業所の設備の入替えの年にあたり、業績が上がったことによることです。ここ数年で最高の納税額でございました。

2点目に、コロナ禍によりネット通販等が拡大し、物流の需要が増加し、パルプ加工や紙、粘着素材の加工品の消費拡大により関連事業が伸びました。

3点目に、伊奈町ではコロナの直撃を受けた観光や宿泊業等が少ないということが特徴であります。

4点目に、先ほども申し上げましたが、国の経済支援や金融緩和措置の効果が表れたのではないかと考えております。

最後に、固定資産税ですが、こちらは今年度の当初予算をきつく締め過ぎた、見込みとの乖離が要因です。一番大きな点は、償却資産です。令和3年度にコロナ禍により業績が悪化した中小企業の償却資産や事業用家屋に関わる税の軽減措置があり、売上げの減少率によりゼロ、もしくは2分の1が軽減されますが、この措置が今年度においても延長されるのではないかと見込んでおりましたが、予算編成時が終わった後に、令和3年度限りとの措置と決定となりましたので、この特例の廃止による収入増がかなり占めました。

さらに、予算編成時にはコロナ禍の渦中でございましたので、設備投資は厳しいだろうと予想しておりましたが、実際には例年並みの償却資産の申告を受けたことが原因です。

あと、その他として、農地や雑種地から宅地への地目変更による増加が、今年度は2万5,529筆、対前年比247筆の増がございましたので、このような複数の要因が今年度増加した経緯でございます。

これらの税目、全てが、既に税の申告や納付がされましたので、その既成事実を反映した数値でございます。昨年12月末の調定額がベースとなって算出した数字でございます。

以上です。

○戸張光枝委員長 村山委員。

○村山正弘委員 固定資産税について、お尋ねしたいんですけども、この二、三日の報道では、空き家、いわゆる建物が建っていれば固定資産税は6分の1という特典があるんですけども、その6分の1の軽減措置をなくすんだというような報道がされていますけれども、そういうことは、町ではもう情報が入って検討を始めているんですか。

○戸張光枝委員長 税務課長。

○藤原厚也税務課長 税務課では、空き家に関する税情報は掴んでいますが、正式な通知は届いておりません。今後、特定の空き家に指定された場合には、住宅用地の特例、200平米までの土地に対する6分の1、それ以上が3分の1の軽減措置が外されるという情報だけは得ておりますが、正式な文書等はこれからでございます。今後法令改正によって、施行されてくると考えております。

○戸張光枝委員長 村山委員。

○村山正弘委員 この件については、ぼろぼろになった空き家は火災が起きやすいとか、いろいろな問題があるというようなお話も聞いています。

今度、13ページはいいんですか。大丈夫。

○戸張光枝委員長 はい。

○村山正弘委員 16の財産収入、不動産売払い、232万5,000円の収入が計上されていますけれども、これはどこで、どんな状況ですか。

○戸張光枝委員長 都市計画課長。

○渡邊研一都市計画課長 普通財産売払収入の関係でございますけれども、こちらについては、中部特定土地区画整理事業の本換地前に、隣接する地権者に保留地を購入していただきますように依頼をしたところでございますが、購入していただけなかった元保留地がございまして、こちらのほうが今年度、隣接する地権者から購入希望が出されたものでございます。その方に売却をしたというところでございまして、普通財産の売払い収入として今回発生したものでございます。

以上です。

○村山正弘委員 場所についてですけれども。

○渡邊研一都市計画課長 場所については、蔵屋敷西公園、こちらの南側の土地で、83.64平米となっております。

以上です。

○戸張光枝委員長 村山委員。

○村山正弘委員 あの畑になっているところではないですね。蔵屋敷西の、いいです。分かりました。

○戸張光枝委員長 村山委員。

○村山正弘委員 町債で教育債、マイナス470万円、中学校債110万円、給食センター債がプラ

ス360万円かな、とありますが、この状況を説明お願いしたいと思います。

○戸張光枝委員長 企画課長。

○秋山雄一企画課長 町債の額の変更でございますが、事業費の確定により対象経費の変更となりまして、町債の額を補正したものでございます。

以上でございます。

○戸張光枝委員長 村山委員。

○村山正弘委員 結構です。

○戸張光枝委員長 ほかに質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○戸張光枝委員長 ほかに質疑がありませんので、次に移ります。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時01分

再開 午前10時02分

○戸張光枝委員長 休憩を解いて会議を開きます。

続いて、歳出に対する質疑に入ります。

16ページから17ページまでの第2款総務費に移ります。ただし、第3項戸籍住民基本台帳費を除く総務費について、質疑はございませんか。

村山委員。

○村山正弘委員 16ページ、交通対策費でノンステップバス導入補助事業がマイナス1,000万円について、どのような状況か説明をお願いします。

○戸張光枝委員長 生活安全課長。

○高山睦男生活安全課長 ノンステップバスの導入補助金の関係ですが、こちらにつきましては、交通事業者がノンステップバス4台導入する予定で予算措置をしておりましたが、世界的な半導体不足により、部品供給遅延や自動車メーカーの車両販売停止が続いていることから、今年度購入することができなくなってしまい、全額予算を減額したものでございます。

以上です。

○戸張光枝委員長 村山委員。

○村山正弘委員 そうすると、4台分計画していたけれども、ゼロになったということによるのでしょうか。

○戸張光枝委員長 生活安全課長。

○高山睦男生活安全課長 おっしゃるとおりでございます。

○戸張光枝委員長 村山委員。

○村山正弘委員 分かりました。

○戸張光枝委員長 村山委員。

○村山正弘委員 17ページの、壇上で企画総務統括監の発言で、確認取れなかったんですけども、基金積立金3億7,099万7,000円についての、その後の右側の説明のほうの確認ですけども、財政調整基金残高、10億1,000万円かなとか、公共施設整備基金の残高が17億円だったのかなとかあやふやなんですけれども、この数字の確認をさせていただきたいんですが。

○戸張光枝委員長 企画課長。

○秋山雄一企画課長 2つの基金残高でございます。委員おっしゃるとおり、財政調整基金、令和4年度末残高見込みでございますが、10億1,021万2,000円、それと公共施設整備基金、17億534万1,000円の見込みでございます。

以上でございます。

○戸張光枝委員長 村山委員。

○村山正弘委員 ありがとうございます。

○戸張光枝委員長 ほかに質疑はございませんか。

佐藤委員。

○佐藤弘一委員 村山委員がノンステップバスで説明を求めて、半導体の関係でなくなったと聞いたんですけども、4台分のノンステップバス、そのバス会社の説明をお願いしたいと思うんですけども。

○戸張光枝委員長 生活安全課長。

○高山睦男生活安全課長 バスにつきましては、小型のノンステップバスで、メーカーは日野自動車のバスでございます。

○戸張光枝委員長 佐藤委員。

○佐藤弘一委員 ノンステップバスは分かるんですけども、町内循環バスは2台ですよ。どこの事業者に4台分の補助金が出るかという関係ですね。観光バスはノンステップバスというのではないと思います。路線バスとか、巡回バスでしたら、小型でノンステップが出てい

て、車高が下がるという感じなんですけれども、説明をお願いしたいと思います。

○戸張光枝委員長 生活安全課長。

○高山睦男生活安全課長 交通事業者につきましては、丸健つばさ交通株式会社でございます。

○戸張光枝委員長 佐藤委員。

○佐藤弘一委員 たしか町内の循環バスを2台契約して、今動いていると思うんですけれども、その4台というのは、町内の事業者がほかで路線バスを使うというか何かで、追加で購入するという感じでいいんですかね。それとも、新車発注で4台頼んで、その辺お尋ねしたいんですけれども。

○戸張光枝委員長 生活安全課長。

○高山睦男生活安全課長 こちらのバスにつきましては、町の循環バスではございませんので、通常の町内を走っている丸健つばさ交通さんの路線バスでございます。現在は、ノンステップバスじゃなくて、通常のワンステップバスで運行しているところ、ノンステップに変更するという計画で購入を予定しておったところでございます。

以上です。

○戸張光枝委員長 佐藤委員。

○佐藤弘一委員 理解できないというか、何か分からないんですけれども、その丸健というのは前に倒産して、伊奈町に丸健つばさ交通で新しく昨年度会社を興したバス会社ですよ。継続的というか、町内循環型……自分がちょっと勘違いしちゃっているかな。

結局、町内事業者は分かるんですけれども、その4台を新車発注して補助金が出る。その4台ができないから2台に減ったという経緯なんだろうけれども、町内の循環バスじゃなくて、町内事業者が持っているバスをノンステップにするための補助金だった、事業者に支援という形という理解でよろしいんですかね。

○戸張光枝委員長 生活安全課長。

○高山睦男生活安全課長 町内を走る路線バスの通常のワンステップバスからノンステップバスに更新する補助金でございます。購入に対する補助金でございます。

○戸張光枝委員長 佐藤委員。

○佐藤弘一委員 分かりました。

町内を走る巡回バスなり、路線バスということで、町外を走るバスじゃなくて町内に関係あるノンステップバスの補助金ということでよろしいんですかね、確認ですけれども。

○戸張光枝委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時11分

再開 午前10時14分

○戸張光枝委員長 休憩を解いて会議を開きます。

生活安全課長。

○高山睦男生活安全課長 失礼しました。

こちら、バスにつきましては、町内を通る路線バスになりまして、蓮田駅から国際学院を
通って上尾駅、上尾駅からがんセンターを通って蓮田駅、蓮田駅から日本薬科大学を通って
がんセンターに行くものと、あと蓮田市から白岡市に行くんですが、こちら伊奈町を通過し
て通るバスの路線でございます。

以上です。

○戸張光枝委員長 佐藤委員。

○佐藤弘一委員 確認ですけれども、今、上尾市から日本薬科大学だとか、伊奈町を通って蓮
田市に行っているバスもあるんですけれども、それは小型じゃなくて中型なんですよね。今
の話だと、小型、まして伊奈町を通るから、その台数だということで、そういうのは理解し
ました。

もう一点、伊奈町を走るノンステップバスに伊奈町は補助金を出す。上尾市からも幾ら出
ているのか、その辺説明お願いしたいですね。

○戸張光枝委員長 生活安全課長。

○高山睦男生活安全課長 大変申し訳ございません。額については把握していないんですが、
上尾市と蓮田市も予算措置をしておりましたが、減額をしております。

以上です。

○戸張光枝委員長 佐藤委員。

○佐藤弘一委員 そうしますと、関連している自治体が、金額ははっきりしていないけれども、
出しているということですよ。出す予定とか、そういう感じですよ、確認です。

○戸張光枝委員長 生活安全課長。

○高山睦男生活安全課長 おっしゃるとおり、上尾市も蓮田市も出す予定で計画しておりました。
た。

○戸張光枝委員長 佐藤委員。

○佐藤弘一委員 了解しました。

○戸張光枝委員長 ほかに質疑はございませんか。

[発言する人なし]

○戸張光枝委員長 質疑がありませんので、次に移ります。

22ページの第4款衛生費、第3項上水道費について質疑はございませんか。

[発言する人なし]

○戸張光枝委員長 質疑がありませんので、次に移ります。

22ページから23ページまでの第5款農林水産業費について質疑はございませんか。

[発言する人なし]

○戸張光枝委員長 質疑がありませんので、次に移ります。

23ページの第6款商工費について質疑はございませんか。

[発言する人なし]

○戸張光枝委員長 質疑がありませんので、次に移ります。

23ページから25ページまでの第7款土木費について質疑はございませんか。

村山委員。

○村山正弘委員 24ページ、予算特別委員会でも土木課長から説明を受けている記憶はあるんですけども、道路橋梁総務費、委託料で土地再生地籍調査事業街区境界調査委託料とはよく理解できなかったんですが、地域とかそういうことまで含めて説明お願いしたいんですが。

○戸張光枝委員長 土木課長。

○今野茂美土木課長 地籍調査事業の今回減額の理由なんですけど、補助額の減が主な理由でございます。

また、地籍調査は今回3回目というか、3年間やらせていただく中で、今回0.08キロ平方メートル、約8ヘクタールを計画してきたものですが、県から、国からの補助金が減となったもので、0.05キロ平方メートル、約5ヘクタールを調査したということになります。

○戸張光枝委員長 村山委員。

○村山正弘委員 予算特別委員会的时候には、これ調査区域はどこらへんですよと説明まであった気がするんですけども、境界調査をしている区域はどこら辺なんですか。

○戸張光枝委員長 土木課長。

○今野茂美土木課長 小室地内にあります中山住宅の北側、それと若干西側に入ります、その

区域が今回の対象地でございます。

○戸張光枝委員長 村山委員。

○村山正弘委員 中山住宅も入るということですか。

○戸張光枝委員長 土木課長。

○今野茂美土木課長 今手持ちの資料がございませんので、お時間いただければと思います。

○戸張光枝委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時20分

再開 午前10時20分

○戸張光枝委員長 休憩を解いて会議を開きます。

土木課長。

○今野茂美土木課長 失礼いたしました。

中山住宅も入ってございます。

以上です。

○戸張光枝委員長 村山委員。

○村山正弘委員 これで境界を確認してどういうことになるんですか。ただ確認するだけなんですか。

○戸張光枝委員長 土木課長。

○今野茂美土木課長 本来、この境界の確認においては、土地に対する住民票とか、住民の方たちは本籍地がどこだとかいうことの戸籍というものがありますけれども、それと同じように、土地についても法務局のほうに登記がされております。今は座標と言って、デジタルの数値を押さえております。今回の大きな趣旨については、3.11なんかもそうですけれども、例えば、伊奈町には津波は起きませんが、地震とかその他の大きな災害があった場合に、家屋やその辺の土地が非常に乱れるというか、倒壊して何もなくなってしまったといったことによって、瞬時に境界が復旧できるというのが大きな目的というか、利点になっております。

以上です。

○戸張光枝委員長 村山委員。

○村山正弘委員 中山住宅から西側というと、工場関係になりますよね、ほとんどが。それで、

東側、北側となりますと、きむら伊奈保育園の近辺から蓮田鴻巣線までの間になりますよね。
その解釈でいいんですか。

○戸張光枝委員長 土木課長。

○今野茂美土木課長 きむら伊奈保育園とか、県道の蓮田鴻巣線については来年度の予定でございませう。中山住宅の東側のちょうど道路のところから、工場地帯のほうに入るところが今年の令和4年のエリアでございませう。

○戸張光枝委員長 村山委員。

○村山正弘委員 了解しました。

○戸張光枝委員長 ほかに質疑はありませうか。

[発言する人なし]

○戸張光枝委員長 質疑はありませうので、次に移りませう。

25ページの第8款消防費について質疑はありませうか。

佐藤委員。

○佐藤弘一委員 消防費で常備消防、新型コロナウイルスで70万円の減額になっているんですけども、説明をお願いいたしませう。

○戸張光枝委員長 企画課長。

○秋山雄一企画課長 消防費についてですが、減額自体はゼロ円で、地方創生臨時交付金を財源充当したために財源内訳の変更を70万円させていただいたものでせう。ですので、歳出ベースの額は減額や変更したわけではありませうので、財源内訳の変更として捉えていただければと思っております。

以上でございませう。

○戸張光枝委員長 佐藤委員。

○佐藤弘一委員 分かりました。

○戸張光枝委員長 ほかに質疑はありませうか。

[発言する人なし]

○戸張光枝委員長 質疑はありませうので、次に移りませう。

27ページの第10款公債費及び28ページから29ページまでの給与費明細書、地方債調書について質疑はありませうか。

[発言する人なし]

○戸張光枝委員長 質疑はありませうので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

第6号議案のうち、所管事項に対する反対意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○戸張光枝委員長 次に、賛成意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○戸張光枝委員長 発言がありませんので、討論を終わります。

これより採決を行います。

第6号議案 令和4年度伊奈町一般会計補正予算（第11号）のうち所管事項について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○戸張光枝委員長 起立全員です。

よって、第6号議案のうち所管事項について、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第8号議案 令和4年度伊奈町中部特定土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）の質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○戸張光枝委員長 質疑がありませんので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本案に対する反対意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○戸張光枝委員長 次に、賛成意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○戸張光枝委員長 発言がありませんので、討論を終わります。

これより採決を行います。

第8号議案 令和4年度伊奈町中部特定土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○戸張光枝委員長 起立全員であります。

よって、第8号議案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第11号議案 令和4年度伊奈町水道事業会計補正予算（第5号）の質疑を行います。
質疑はございませんか。

○戸張光枝委員長 村山委員。

○村山正弘委員 2ページを見ていただきたいんですけども、ここに非常に分かりやすく、分かりにくい文章があるんですけども、予算第4条本文括弧中、建設改良積立金4,047万6,000円、減債積立金213万1,000円を何とかに改めるとあるんですけども、今回提案されたこの議案書では確認する場所がないんですよ。ありますかと、まず質問したいんです。

○戸張光枝委員長 上下水道課長。

○鳥海 博上下水道課長 この議案書の中では確認するところはありません。この額の変更につきましては、12月議会で令和3年度の決算が認定され、純利益が確定しましたので、その純利益を減債積立金と建設改良積立金へ組み替えたものが、今回令和4年度のこの3月補正に反映されているものでございます。

以上です。

○戸張光枝委員長 村山委員。

○村山正弘委員 この議案書では確認することができませんとあっさり言われると、その先言いにくいんですけども、私もその予算書の第4条でその数字を確認しました。予算書の第4条の中の、予算書の中の括弧、3条でしたかな、括弧内の数字がこのように変わったのかなということで理解できました。

それで、この数字というのは、バランスシートに載らないものなんですか。バランスシートでゼロ、ゼロになっているんですけども、この2つのいわゆる建設改良積立金、それと過年度分損益勘定留保資金は簿外数字なんですか。帳簿としてどこで確認するんですか。

○戸張光枝委員長 上下水道課長。

○鳥海 博上下水道課長 減債積立金と建設改良積立金は、財源補填に使ってしまいますから、常に年度末にはゼロになります。内部留保資金については、上下水道課で管理している整理簿で管理しております。

以上です。

○戸張光枝委員長 村山委員。

○村山正弘委員 それは、9ページのバランスシートの中の資本の部で、減債積立金、建設改良積立金がゼロ、ゼロとなるのは今ありましたが、どこで管理して、この数字は、いわゆる残高が、残高というか現在高があるわけでしょう、この補正したものとして。それはどこで

見ることができるんですか。

○戸張光枝委員長 上下水道課長。

○鳥海 博上下水道課長 先ほども申しましたが、減債積立金と建設改良積立金につきましては、全部財源補填に使用してしまいますので、年度末にはゼロになってしまいます。

内部留保資金につきましては、先ほども答弁させていただきましたが、整理簿で管理しております。

○村山正弘委員 どこで。

○鳥海 博上下水道課長 整理簿です。上下水道課で管理している内部留保資金の整理簿に載っているものですので、損益計算書だったり貸借対照表には出てきません。

以上です。

○戸張光枝委員長 村山委員。

○村山正弘委員 長い間、議員やっていながら、ここがどうしても理解できなくて、ずっと来たんですけれども、内部留保金が幾らあるかというのはどこで見ればいいんですか。

○戸張光枝委員長 上下水道課長。

○鳥海 博上下水道課長 予算書には記載されておられませんので、先ほども答弁させていただいていますが、全て上下水道課で管理している整理簿で見ることになります。

以上です。

○戸張光枝委員長 村山委員。

○村山正弘委員 その額が15億円とか17億円とか総額でいくわけでしょう。それが見ることができないというのは、見やすいような工夫は、いわゆるオープンにしたらまずいことなんですか。見やすいような形で、今、内部留保資金は幾らありますよとか。

それで、5ページに期首残高17億3,823万8,000円、期末残高16億8,782万6,000円という数字があるんですけれども。

○戸張光枝委員長 上下水道課長。

○鳥海 博上下水道課長 令和3年度末の留保資金を確認することにつきましては、令和3年度の伊奈町水道事業会計決算書の14ページに、当年度末の利益額等が出ておりますので、このページで確認していただく形になります。

○戸張光枝委員長 村山委員。

○村山正弘委員 建設改良積立金と過年度勘定留保資金の、いわゆる積立金の積立している割合というのは何対何とかあるんですか。

○戸張光枝委員長 上下水道課長。

○鳥海 博上下水道課長 減債積立金につきましては、利益の0.5%以上を積むことになって
います。残りについては建設改良積立金へ積み立てています。

以上です。

○戸張光枝委員長 村山委員。

○村山正弘委員 ありがとうございます。

○戸張光枝委員長 ほかに質疑はございませんか。

[発言する人なし]

○戸張光枝委員長 質疑がありませんので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本案に対する反対意見の発言を許します。

[発言する人なし]

○戸張光枝委員長 次に、賛成意見の発言を許します。

[発言する人なし]

○戸張光枝委員長 発言がありませんので、討論を終わります。

これより採決を行います。

第11号議案 令和4年度伊奈町水道事業会計補正予算（第5号）を原案のとおり決すること
に賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○戸張光枝委員長 起立全員であります。

よって、第11号議案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第12号議案 令和4年度伊奈町公共下水道事業会計補正予算（第3号）の質疑を行
います。

質疑はございませんか。

[発言する人なし]

○戸張光枝委員長 質疑がありませんので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本案に対する反対意見の発言を許します。

[発言する人なし]

○戸張光枝委員長 次に、賛成意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○戸張光枝委員長 発言がありませんので、討論を終わります。

これより採決を行います。

第12号議案 令和4年度伊奈町公共下水道事業会計補正予算（第3号）を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○戸張光枝委員長 起立全員であります。

よって、第12号議案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第20号議案 地方公務員法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例の質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○戸張光枝委員長 質疑がありませんので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本案に対する反対意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○戸張光枝委員長 次に、賛成意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○戸張光枝委員長 発言がありませんので、討論を終わります。

これより採決を行います。

第20号議案 地方公務員法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○戸張光枝委員長 起立全員であります。

よって、第20号議案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第21号議案 伊奈町犯罪被害者等支援条例の質疑を行います。

質疑はございませんか。

高橋委員。

○高橋まゆみ委員 現在、伊奈町では犯罪被害者の方に対してはどのようなご対応をされているのか、教えてください。

○戸張光枝委員長 生活安全課長。

○高山睦男生活安全課長 現在の町の対応でございますが、現在は生活安全課で総合窓口という
うことで対応はしておるんですが、まだ相談の事例はございません。

以上でございます。

○戸張光枝委員長 高橋委員。

○高橋まゆみ委員 過去にも一度もなかったということでしょうか。

○戸張光枝委員長 生活安全課長。

○高山睦男生活安全課長 窓口については、令和4年4月から生活安全課で対応することにな
ったんですが、生活安全課では事例はないんですが、昨年度までは人権推進課が窓口として
やっておりました。

○戸張光枝委員長 高橋委員。

○高橋まゆみ委員 一応全部の自治体で窓口を開設しているとインターネットでは調べたんで
すけれども、犯罪被害者支援条例ですか、こちら国とか県のご対応はどうなっているのか、
教えてください。

○戸張光枝委員長 生活安全課長。

○高山睦男生活安全課長 県におかれましても、この犯罪被害者条例というのは持っていまし
て、埼玉県でも県警察、犯罪被害者支援センター等で、犯罪被害者の相談、支援等、そうい
った事業は行っております。

以上です。

○戸張光枝委員長 高橋委員。

○高橋まゆみ委員 今まで人権推進課のほうから県に紹介というか、そういうパイプとしてつ
なげたりということ、されていたんでしょうか。

○戸張光枝委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時38分

再開 午前10時38分

○戸張光枝委員長 休憩を解いて会議を開きます。

人権推進課長。

○大塚健司人権推進課長 事例の関係でございますが、犯罪被害者というくくりで、こちら人権推進課の窓口にご相談に参った件というのはございません。

以上でございます。

○戸張光枝委員長 高橋委員。

○高橋まゆみ委員 となると、町内にいなかったということではなくて、そういう方がいらっしやったときは、警察で直接対応されていたんでしょうか。

○戸張光枝委員長 人権推進課長。

○大塚健司人権推進課長 これは、あくまでも想像の話にはなってしまいますけれども、犯罪被害者というくくりで町の窓口にはいらっしやったことはないですけれども、恐らく警察に何らかの形で被害の方がいらっしやった場合には、町にも恐らく連携はしているはずかなとは思っております。個々のお困りのケースというのは様々ございますので、町で恐らく犯罪被害者の関係でお困りの方が来た場合には、犯罪被害者だからというよりは、それを受けた中で、例えば経済的に困っているとか、あとは精神的に負担があるとか、そういった一つの具体的な問題でお困りの方が、町だとか、あとは県であるとか、そういったところで相談を受けている状況はあるのかなと考えております。

以上でございます。

○戸張光枝委員長 高橋委員。

○高橋まゆみ委員 こちら、平成16年に犯罪被害者支援法というのができていると思うんですね。その後、全国の自治体に広がっていき、埼玉県では恐らく平成30年か31年ぐらいに条例として制定されていると思うんです。全国を調べてみたところ、伊奈町の条例の場合は、経済的支援、また民間支援団体に対する援助というところも入っているんですけれども、全国を見てみると、その2つが入っていないところが多いんですね。入っていないというのは、なぜ入れないのかという理由があると思うんです。まず、経済的支援のところではいいますと、国で犯罪被害者等給付金というのがあるのは把握していますでしょうか。

○戸張光枝委員長 生活安全課長。

○高山睦男生活安全課長 国で給付金制度があることは承知しております。

○戸張光枝委員長 高橋委員。

○高橋まゆみ委員 承知しているというところで、では、なぜこのタイミングでこの条例を制定する運びになったのか、ご説明いただけますでしょうか。

○戸張光枝委員長 生活安全課長。

○高山睦男生活安全課長 制定の経緯でございますが、令和4年1月に埼玉県と県警から、上尾警察署管内である2市1町、上尾市と桶川市と伊奈町に要請がありまして、町といたしましても犯罪被害者が平穏な暮らしを取り戻すことができるよう、被害者の支援について寄り添った支援を推進していく必要があると考え、今回条例を制定することにいたしました。

この条例につきましては、上尾市、桶川市、伊奈町、2市1町で同時制定を予定しております。警察署管内では、同時施行は県内で初という話を聞いております。

以上です。

○戸張光枝委員長 高橋委員。

○高橋まゆみ委員 となると、3月の定例会で上尾市はもう上程されているというか、そういうことなんですか。

○戸張光枝委員長 生活安全課長。

○高山睦男生活安全課長 そうですね。おっしゃるとおり、上尾市と桶川市も一緒に上程しております。

○戸張光枝委員長 高橋委員。

○高橋まゆみ委員 埼玉県内だと、私が調べたところですけども、20自治体が制定済みだと思うんですけども、これでお間違えないでしょうか。

○戸張光枝委員長 生活安全課長。

○高山睦男生活安全課長 私の持っている資料ですと、令和4年10月1日現在のものしかなくて、それですと19団体なので、もしかしたらそれ以降に1団体制定しているのかもしれないんですが、申し訳ないんですが、私の資料だと19団体でございます。

○戸張光枝委員長 高橋委員。

○高橋まゆみ委員 すみません、私さっき20と言ったんですけども、21団体ですね。一番新しいところだと、秩父市と飯能市で令和5年1月1日に施行されているようです。

これ、嵐山町が平成12年に初めて、条例を制定したんですけども、これは経緯があって、事件が起きたんですよ。平成9年だか、その辺に殺人事件が起きて、それを機に、国よりも早くこれが制定されたという経緯がありまして、なので、これはすごく町が窓口というか、物すごく重い問題なので、また経済的支援に関しても、どのタイミングで支援金を渡すとか、あとは障害の度合いとか、それを町でどういうふう判断するのかとか、とても大変だと思うんです。

そのために、警察が今それをやっているんですね。遺族給付金というのが、亡くなった方の生計維持関係遺族がいる場合という説明であって、収入に応じてなんですけれども、320万円から1,210万円まで。それから、重傷病給付金、こちらが120万円限度額とか、障害給付金とか、いろいろ分かれていますね。これが、いろんな審査が必要なんです。でも、町のほうだとすごく、予算特別委員会でご説明いただいたんですけれども、傷病だと10万円で、亡くなると30万円という、とてもざっくりした割り方で、事件というと当然警察も入るし、裁判もあるしというところで、どの判断をどこで判断するのかという、とても難しいことだと思うんですけれども、そのあたりは、1年ぐらいで決められたというのは、4月から始めて大丈夫でしょうか。

○戸張光枝委員長 生活安全課長。

○高山睦男生活安全課長 委員おっしゃるとおり、今回の条例につきましては、見舞金が重い部分だとは思ってまして、この見舞金が必要になった理由につきましては、先ほどおっしゃられたように、給付金のほうが国のほうで制度はあるんですが、それがやはり支給されるまでに時間がかかるということで、ただ犯罪被害者の方につきましては、急な被害で休職になったり、裁判費用が必要になったりするということで、早い段階で支給するのが目的でございます。

実際に1年ということではございますが、この事例としては県内でも先進でやっているところもありますし、あと警察がかなり協力してくれまして、障害の程度だったり、犯罪被害者の対象者だったりというのも、基本的には警察から情報が入ってくることでございますので、こちらは、上尾市と桶川市と、4月から担当者ですり合わせを行って、条例案もつくって、あと規則も今一緒につくってまして、2市1町で連携してこの事業を進めていきたいと考えております。

以上です。

○戸張光枝委員長 高橋委員。

○高橋まゆみ委員 次に、先ほど申しあげました支援団体、民間団体ですね、こちらは4月から始めるということは、もう既にそういう団体の準備ができていらっしゃるのでしょうか。

○戸張光枝委員長 生活安全課長。

○高山睦男生活安全課長 現在、支援団体というものは伊奈町にはないんですが、今現在、支援団体といえるものは、警察などの認定を受けている公益社団法人埼玉犯罪被害者援助センターという団体しかございません。

以上です。

○戸張光枝委員長 高橋委員。

○高橋まゆみ委員 そうですね、私が調べたところでも同じところでは、ここ、警察庁が直轄なのかと思うんですけども、やはり犯罪といってもいろいろあると思うんです。例えば女性、性被害であったりとか、そういったことだととてもデリケートな問題となります。また、知識とか、そういうスキルとかもとても必要になってくると思うので、今後、この埼玉犯罪被害者救援センター以外に民間の団体をお願いするということも考えていらっしゃるのでしょうか。

○戸張光枝委員長 生活安全課長。

○高山睦男生活安全課長 民間団体につきましては、かなり個人情報として、信用できるような団体でないと難しいと思うので、その辺の団体につきましては、警察などと相談しながら、そういった団体として情報を流せるかどうかというのも、相談しながら決めていきたいと思っております。

以上です。

○戸張光枝委員長 高橋委員。

○高橋まゆみ委員 県の条例だと、伊奈町よりも多くて、議会も絡むというか、何かあったら議会に報告するとか、そういった条文も最後のほうにはあったと思うんですけども、例えばそういう団体が見つかったとなったときは、議会は通さないで進めていくという、今のところのお考えでしょうか。

○戸張光枝委員長 生活安全課長。

○高山睦男生活安全課長 そうですね、今現在ですと、議会を通すとか、そういうふうには考えておりませんでした。今後そういった、近隣とか、いろんな実施しているところと、協議させていただいて、今後の進め方を決めていきたいと思っております。

以上です。

○戸張光枝委員長 高橋委員。

○高橋まゆみ委員 本当にこれは必要だと思っているんです。必要で、とても大事なことだと思うんですね。これが、今まで警察なり県なりでやっていただけてきて、でも住んでいるところでサポートするというのは、やはり伊奈町なら町でしかできないことがあると思うんですね。なんですけれども、ほかの団体の条例というのはどれぐらいご覧になっているのでしょうか。

○戸張光枝委員長 生活安全課長。

○高山睦男生活安全課長 他の団体ですと、埼玉県から紹介された事例ですと、春日部市が最近つくられた条例で、参考にしてはいかがですかというような話は聞いています。

また、条例につきましては、県内の条例は幾つか見させてもらって、上尾市と桶川市では一緒に条例案を作成したということでございます。

以上です。

○戸張光枝委員長 高橋委員。

○高橋まゆみ委員 ありがとうございます。

質問は以上です。

○戸張光枝委員長 質疑の途中ですが、ただいまより休憩に入ります。

11時10分まで、よろしくお願いいたします。

休憩 午前10時53分

再開 午前11時08分

○戸張光枝委員長 休憩を解いて会議を再開したいと思います。

続きまして、武藤副委員長。

○武藤倫雄副委員長 本条例に当たって、実効性を確認するために幾つかお伺いさせていただきます。

まず、第2条、定義のところ、第1号ですね、下段で「害を被った者及びその家族又は遺族」とございます。家族、それから遺族という者は民法等にも明確に規定されているものではないので、この家族、遺族はどういった範囲、どういった対象とお考えでしょうか。

○戸張光枝委員長 生活安全課長。

○高山睦男生活安全課長 家族の範囲につきましては、民法上の親族の規定の6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族を準用いたします。配偶者につきましては、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった場合も含む予定でございます。

以上です。

○戸張光枝委員長 武藤副委員長。

○武藤倫雄副委員長 当町では、パートナーシップ宣言ですか、その取組をしているんですが、

そういった方たちはどのような取扱いになりますか。

○戸張光枝委員長 生活安全課長。

○高山睦男生活安全課長 パートナースhipの方につきましては、事務担当者の打合せの中でも議題に上がったもので、パートナースhipの方も対象とする予定で考えております。

以上です。

○戸張光枝委員長 武藤副委員長。

○武藤倫雄副委員長 そうしますと、異性のカップルというんですかね、事実婚とまでいなくても、同棲して生活を共にしているようなカップルがいた場合は、どのように取り扱われますか。

○戸張光枝委員長 生活安全課長。

○高山睦男生活安全課長 いろいろなケースが出てくると思いますが、そういった場合につきましては、実際の生活の状況とか生計同一の関係もございまして、運用していく中で警察とも協議、近隣とも協議しながら対応していきたいと思っております。

以上です。

○戸張光枝委員長 武藤副委員長。

○武藤倫雄副委員長 続いて、第7条の中で、「様々な問題について相談に応じ」とあります。生活安全課でどのような相談体制、場所であるとか窓口であるとかというのはお考えでしょうか。

○戸張光枝委員長 生活安全課長。

○高山睦男生活安全課長 窓口につきましては、生活安全課が総合窓口としてやっていきます。実際に相談内容によっては、人権推進課だったり、福祉の関係課だったり、子育ての関係課とかもあると思うので、そういったところと調整をしながら対応をしていきたいと思っております。

以上です。

○戸張光枝委員長 武藤副委員長。

○武藤倫雄副委員長 相談対応をする部屋、場所というのはお考えですか。

○戸張光枝委員長 生活安全課長。

○高山睦男生活安全課長 今現在、特定の場所というのはございませんが、そういった相談の際は個室で対応したいと思います。

以上です。

○戸張光枝委員長 武藤副委員長。

○武藤倫雄副委員長 続いて、第8条、先ほど来出ております見舞金等の規定なんです、これ、先日のご説明で、犯罪行為が行われた段階で、有罪が確定するのを待たずしてというようなニュアンスの答弁いただいているかと思うんですが、そもそもその行為が犯罪行為と認定をされるのを待つ必要があるのか。例えば押されて転びました、けがしましたという場合に、いや私は押していないですという争いがあった場合は、その犯罪の認定、暴行の認定がなされてからの支援開始となるのかどうかというところですね。お願いします。

○戸張光枝委員長 生活安全課長。

○高山睦男生活安全課長 犯罪被害者の対象ということになるかと思うんですが、実際のケースでは、ほとんどのケースが警察からそういった情報が入ってきて、相談とか支援の対応をお願いしますというのが現実のようです。本人から来るということは、直接来るということはあまり考えづらいということなんです、またそういった場合もありますので、そういったときは警察と協議しながら、対象者かどうかを判断していきたいと思います。

以上です。

○戸張光枝委員長 武藤副委員長。

○武藤倫雄副委員長 続いて、第9条、下段で、支援を行う人材の育成、資質の向上ということなんです、これら人材というのは職員をお考えですか。

○戸張光枝委員長 生活安全課長。

○高山睦男生活安全課長 こちら、職員を対象として考えております。担当者について、県の研修がありますのでそういうのに出させていただきますし、それ以外の方につきましても、県からそういった講義をしてくれる方を派遣してくれるということなので、そういった機会があれば、関連する部署の人にもそういった研修を受けていただきたいと思いますと考えております。

以上です。

○戸張光枝委員長 武藤副委員長。

○武藤倫雄副委員長 第13条で、この条例に施行に必要なことは規則で定めるとございますが、この規則というのはいつ頃制定されるご予定ですか。

○戸張光枝委員長 生活安全課長。

○高山睦男生活安全課長 今現在、ある程度はもうできておるんですが、3月中に作成、条例との同時施行で考えております。

以上です。

○戸張光枝委員長 武藤副委員長。

○武藤倫雄副委員長 それでは最後に、この犯罪に関わることになってしまった家族には、被害者家族と一方加害者家族もいて、かなり加害者の家族においてもひどい誹謗中傷に経済的な困窮、就職を諦めたり、結婚を諦めたり、場合によっては氏名を変えて転居せざるを得ないと、非常に苦しい立場に追い込まれる事例が多いと聞きます。加害者家族への支援というのは、何かお考えでしょうか。

○戸張光枝委員長 生活安全課長。

○高山睦男生活安全課長 委員おっしゃるとおり、加害者の家族も大変な状況にある方もいらっしゃると思います。しかしながら、現在では、加害者の家族に対する支援というのは、現在は考えておりません。

以上です。

○戸張光枝委員長 武藤副委員長。

○武藤倫雄副委員長 この条文の解釈によっては、先ほど言った第2条の第1号の前段であります、犯罪等により害を被ったものを類推適用して加害者家族にも行うことができるのではないかなとも考えております。

恐らく犯罪被害者基本法に基づいて今回できているんで、加害者家族等基本法というのがないものですから、今は考えていないということかと思うんですが、一番町民に身近な自治体として伊奈町があるわけで、やはりそこに対する思いやりというか配慮というかというのは、独自でもある程度考えていかなければいけないのかなと思います。

そこの第2条、第1号を類推適用して、一定の相談の対応であるとか、そういったことに応じるという気持ちはございますか。

○戸張光枝委員長 生活安全課長。

○高山睦男生活安全課長 そうですね。実際に加害者側の家族の方も困ることとかはあるかと思うんですが、そういった相談につきましては、この条例とは別にはなると思うんですが、対応はしていきたいと考えております。

以上です。

○戸張光枝委員長 武藤副委員長。

○武藤倫雄副委員長 分かりました。

以上です。ありがとうございました。

○戸張光枝委員長 ほかに質疑はございませんか。

大野委員。

○大野興一委員 1つ確認だけで、先ほど出ました第2条の1号ですかね、犯罪等、そして括弧の中に「犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。第3号においても同じ」だという。それから、第7号の犯罪行為のところ、やはり括弧書きで「刑法第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし」云々というふうにあります、これは犯罪、あるいは犯罪行為だけではないということですよね。

○戸張光枝委員長 生活安全課長。

○高山睦男生活安全課長 この第2条の1号の犯罪等と、第7号の犯罪行為という部分ですが、この犯罪等につきましては、犯罪被害者の対象者を規定しております。犯罪被害者基本法の第2条2項に規定されている定義のとおりなんです、犯罪等により害を被った者及びその家族または遺族のことを言っております。

第7号の犯罪行為につきましては、見舞金の対象者の部分で引用される部分なんです、第35条というのが正当行為に当たるもので、この場合は、見舞金は対象にならないという規定になり、正当行為や正当防衛による犯罪の被害につきましては、見舞金は対象にならないということになります。

第37条の第1項については緊急避難ということで、自分の生命や財産を守るために、緊急に行った行為によった犯罪については、見舞金が対象になります。

あと、第39条は、心神喪失や心神耗弱、心神喪失者の行為は見舞金が対象になります。

あと、第41条では、14歳に満たない者の行為ということの規定をいたしまして、この14歳に満たない者の行為も見舞金の対象になるということで、この7番の犯罪行為については、見舞金の対象になるかならないかを規定しているものでございます。

以上です。

○戸張光枝委員長 大野委員。

○大野興一委員 犯罪に該当しないけれども、犯罪行為にはなるということなんですかね。この伊奈町犯罪被害者支援条例の内容についての規定は範囲が広い感じですよ。犯罪等と、それから犯罪行為の内容というのは、そういう受け止め方でよろしいでしょうか。

○戸張光枝委員長 生活安全課長。

○高山睦男生活安全課長 委員おっしゃるとおりで、この条例の対象となる方というのは広くて、犯罪に遭って被害を受けた方やその家族という広い部分なんです、この見舞金については、犯罪の中でもやはりその背景がありますので、そういったところで支給対象者について

ては狭くなっているという考えでございます。

以上です。

○戸張光枝委員長 大野委員。

○大野興一委員 よく分からないんですけども、いいです。結構です。

○戸張光枝委員長 ほかに質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○戸張光枝委員長 質疑がありませんので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本案に対する反対意見の発言を許します。

[発言する人なし]

○戸張光枝委員長 次に、賛成意見の発言を許します。

[発言する人なし]

○戸張光枝委員長 発言がありませんので、討論を終わります。

これより採決を行います。

第21号議案 伊奈町犯罪被害者等支援条例を、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○戸張光枝委員長 起立全員であります。

よって、第21号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

上下水道課長。

○鳥海 博上下水道課長 大変申し訳ないんですが、先ほど、村山委員から減債積立金の積む額は、割合は決まっているのかというご質問で、私、0.5%と言ってしまったんですが、5%以上の誤りです。大変申し訳ございませんでした。

○戸張光枝委員長 村山委員、よろしいでしょうか。

○村山正弘委員 はい。

○戸張光枝委員長 次に、第23号議案 伊奈消防団の設置等に関する条例等の一部を改正する条例の質疑を行います。

質疑はございませんか。

佐藤委員。

○佐藤弘一委員 条例改正で第1条、伊奈消防団の設置に関する条例で、題名中「伊奈消防団」

を「伊奈町消防団」に改めるという形なんですけれども、伊奈消防団に町を入れて伊奈町消防団ということになると思うんですね。それで、その下には伊奈町全域に改めると書いてあります。この説明をお願いいたします。

○戸張光枝委員長 消防総務課長。

○前田 廣消防総務課長 名称変更につきましては、今回、消防の広域化がございます。町の常備組織がなくなりますので、伊奈町の地域防災の中核として消防団が活動していただいておりますので、消防団を町がしっかりと支援をするというところと、組織の所在を明確にする、そういった意味で「町」というのを、伊奈消防団から伊奈町消防団というふうに名称変更をするものでございます。

そして、管轄区域ですけれども、こちらは、これまで伊奈町全域ということで行っていたんですけれども、第2条の名称のほうが伊奈消防団となっておりますので、そちらを伊奈町消防団、町を入れることにいたしましたので、そこを改め区域にあっては全域、そちらは変わりございません。

以上でございます。

○戸張光枝委員長 佐藤委員。

○佐藤弘一委員 了解いたしました。

○戸張光枝委員長 続いて、村山委員。

○村山正弘委員 第3条についてお尋ねしたいんですけれども、費用弁償ですね。この費用弁償5,200円から1,000円にするという水準は、上尾市と比べてどうなんですか。

○戸張光枝委員長 消防総務課長。

○前田 廣消防総務課長 こちら、第3条関係でございます。こちらは、消防団の条例改正に伴いまして、12月議会で消防委員の委員会を削除しました。その関係で、消防委員会の費用弁償、報酬額等が残っておりますので、この機会にこちらを削除したいということから、上程をさせていただいているものでございます。

以上でございます。

○戸張光枝委員長 村山委員。

○村山正弘委員 削除ではなくて、1,000円は残るわけでしょう。

○戸張光枝委員長 消防総務課長。

○前田 廣消防総務課長 こちらの消防委員会の委員の日額、こちら報酬額ですね、こちらと費用弁償額、こちらは改正後に削除となるものでございます。

○戸張光枝委員長 村山委員。

○村山正弘委員 この表、そのように読むんですか。この日額5,200円の右側の1,000円というのは何なんですか。

○戸張光枝委員長 消防総務課長。

○前田 廣消防総務課長 こちらの第3条関係の改正前の表の「消防委員会」こちらを全て削除いたします。

〔「どこかに削除って文句ある」と言う人あり〕

〔発言する人あり〕

○戸張光枝委員長 暫時休憩します。

休憩 午前11時30分

再開 午前11時30分

○戸張光枝委員長 休憩を解いて会議を開きます。

消防総務課長。

○前田 廣消防総務課長 新旧対照表第3条関係で答弁させていただきました。こちらの改正前ですね、消防委員会の委員の日額、こちら5,200円、こちらが1回会議に出てきていただくと5,200円の報酬を出させていたでいておりました。そして、費用弁償として、交通費ですね、そちらを1,000円出させていたでいておりました。

それが今回の条例改正で削除される、新旧対照表の改正後の表では今回削除という形になります。

以上でございます。

○戸張光枝委員長 村山委員。

○村山正弘委員 やっと理解できました。

○戸張光枝委員長 ほかに質疑はございませんか。

武藤副委員長。

○武藤倫雄副委員長 消防団の名称変更にあたって、現在使っている制服、装備品、車両の表示の変更というのはどのように変わってくるのか教えてください。

○戸張光枝委員長 消防総務課長。

○前田 廣消防総務課長 まず、制服は表記がございませんので、そちらは今までどおり使っていくことが可能かと思われます。一部ワッペン等につきましては、今後変更していこうと考えております。

それと活動服ですね、消防団の方が消火活動をするときに着る服なんですけれども、そちらにつきましては、今年度と前年度で一度更新をいたしました。そういったこともありますので、今後段階的に更新の時期を迎えたときを見計らって、変更していきたいと考えております。車両に関しても早急に変更するという必要性もございませんので、段階的に変更していく予定でございます。

以上でございます。

○戸張光枝委員長 武藤副委員長。

○武藤倫雄副委員長 以上です。ありがとうございました。

○戸張光枝委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○戸張光枝委員長 質疑がありませんので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本案に対する反対意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○戸張光枝委員長 次に、賛成意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○戸張光枝委員長 発言がありませんので、討論を終わります。

これより採決を行います。

第23号議案 伊奈消防団の設置等に関する条例等の一部を改正する条例を、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○戸張光枝委員長 起立全員であります。

よって、第23号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第24号議案 町道路線の認定について質疑を行います。

質疑はございませんか。

武藤副委員長。

○武藤倫雄副委員長 本日は、視察のご協力いただきましてありがとうございました。

改めてご説明をいただきたいのですが、今回、町道認定される4364号、袋地になっている道路ですね、こちらが今回一緒に町道認定ができるようになったわけです。袋地で町道認定してもらえればいいなと思っている人がいっぱいいると思うので、これを満たす、可能となる要件を改めて確認させていただきたいのと、あと2軒挟んだ隣に同じような状態のところがあって、こちらは今回認定の対象にならないということがなっていますので、その辺の違いも含めてご説明いただければと思います。

○戸張光枝委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時36分

再開 午前11時37分

○戸張光枝委員長 休憩を解いて会議を開きます。

土木課長。

○今野茂美土木課長 本日は、視察のほうありがとうございました。

初めに、1問目の質問なんですけど、袋状の道路形態につきましての解釈の基準、そういったものの考え方でございますが、やはり交通の公共性においては、通り抜けというのがベストな形だと思います。今回みたいな例におきましては、現場でもお話しさせていただいたとおり、防火槽なんかもありまして、それが公共施設にほぼ近いような状況ですので、メンテナンスについては町でやっているといったこともあり、今回そのエリアの中に含まれるということで、町道認定させていただきました。

こういった場合はどうだとか、ああいった場合はどうだということ、なかなか難しいものでして、それは例によって、その案件によって個別に判断させていただきたいなど。当然ながら地権者だったり、それを使う住民の方の要望も、それは丁寧に聞かせていただきまして、よりよい方向でやらせていければというふうに思います。

ただ、公費を投入するわけですから、今後は、例えば100メートル、200メートルも袋状になっているところは、それがいいのかどうかというのは、そのときの判断ということにさせていただきます。

2番目のご質問なんですけど、2軒隣のところについては宅地でございます。袋状の道ではございません。敷地延長というような場所でございます。

以上です。

○戸張光枝委員長 武藤副委員長。

○武藤倫雄副委員長 私のイメージ言いますと、前面がもともと町道で、そこが宅地造成されて後から築造されたような引込みの袋地は、対象にならないというようなニュアンスで捉えているんですが、そこは私の認識相違ございませんでしょうか。

○戸張光枝委員長 土木課長。

○今野茂美土木課長 委員、お話しのとおりです。

○戸張光枝委員長 武藤副委員長。

○武藤倫雄副委員長 あと1点。現場視察のときにも少し立ち話で出たんですが、4364号線のところが、不法占有今後されないかというような、車両の駐車とか、そういったものに使われてしまわないかというような危惧もあろうかと思えます。先ほど言った防火水槽、貯水槽があるということで、特に路面上の表示はなかったんですが、そういったことに関して何か対策等はお考えでしょうか。

○戸張光枝委員長 土木課長。

○今野茂美土木課長 認定前は、そこは私道でございます。その辺の話は、近隣の方から例えば違法駐車等そういったものがあるかどうかということに関してはお話をいただいておりますが、そういったトラブルがあれば、まずもって周りの方からそういう話が出ると思えます。それはその話が出てから、私どものほうで検討させていただきます。

以上です。

○戸張光枝委員長 武藤副委員長。

○武藤倫雄副委員長 ありがとうございます。以上です。

○戸張光枝委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○戸張光枝委員長 質疑がありませんので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本案に対する反対意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○戸張光枝委員長 次に、賛成意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○戸張光枝委員長 発言がありませんので、討論を終わります。

これより採決を行います。

第24号議案 町道路線の認定について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○戸張光枝委員長 起立全員であります。

よって、第24号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

ここで執行部は退席をお願いいたします。

休憩 午前11時41分

再開 午前11時42分

○戸張光枝委員長 休憩を解いて会議を開きます。

続いて、陳情受付第2号 伊奈町議会傍聴規則に関する陳情書を議題といたします。

本日、議会基本条例第4条第4項の規定に基づき、陳情者の富井篤弥氏にご出席いただきましたので、ご意見をお聞きしたいと思います。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時43分

再開 午前11時43分

○戸張光枝委員長 休憩を解いて会議を開きます。

ご意見を伺う前に、進行方法について申し上げます。

陳情者から5分以内で意見を述べていただき、その後、議員から陳情者に対して質問を行うことといたします。

なお、ご発言の際には、その都度委員長の許可を得てご発言くださるようお願いいたします。

また、陳情者は議員に対し質問をすることができないことになっておりますので、あらか

じめご了承ください。

それでは、よろしくお願いいたします。

○富井篤弥氏 まず、伊奈町議会議員の皆様には、日頃より住みよい伊奈町のためにご尽力いただき、深く感謝を申し上げます。

この4年間は、コロナ禍や社会情勢など、非常に目まぐるしく変化した時期でございました。そのような中で、町民の皆様が求められることに対応し、町政に反映されてきたことは敬服の念に堪えません。

今日、私、富井篤弥は、これからの伊奈町議会の在り方について委員の皆様とお話いたしたく、ご説明に参りました。重ねてこのような機会を設けていただき誠にありがとうございます。

さて、私はこれまで、10代の頃より議会改革に携わってまいりました。開かれた議会は、住民の皆様が地方自治への関心や、信頼や、信用獲得のためには非常に大切なことでもあります。特に伊奈町議会におかれましては、最近の町政に関する選挙投票率が低いことから、開かれた議会への取組は重要課題の一つでございます。

今回、議会に提出いたしました陳情は、開かれた議会に必要なことの一部でございます。したがって、3つの陳情事項は小さなことかもしれませんが、開かれた町議会をつくっていくためには大切なことでもあります。

陳情事項の思いにつきましては、陳情趣旨のとおりでございますが、この場で私自身の思いと願いを簡潔に説明させていただきます。

まず、陳情事項の1の児童及び乳幼児の傍聴席への入場規制についてです。傍聴規則によって、現在、児童及び乳幼児の傍聴席への入場については、議長の許可を得ない限りは入れない決まりとなっております。規則では児童の定義がございませんが、基本的には18歳未満の方を指しておられるのかと存じます。これについて、年齢という要素で傍聴席への入場を制限することは好ましくございません、撤廃すべきかと存じます。

18歳未満の国民は主権者であり、将来の有権者です。議会が子供たちに対して開かれていることは、子供にとっても将来の町政にとっても意義があります。また、伊奈町議会が、子供をはじめとした若い世代に開かれているという姿勢を示していくことも、議会の信頼や信用を築くためには必要ではないでしょうか。

続いて、陳情事項の2の傍聴席における情報通信機器等の使用についてです。現状、傍聴人は傍聴席において、スマホやパソコンなどの情報通信機器の電源を基本的に切らなければ

なりません。一方で、会議場につきましては、令和2年に会議規則が改正されたことにより、情報通信機器などを会議場に持参し、会議の目的の範囲内で使用できるようになりました。

これについて、傍聴人に対しても議事や審議の内容をより理解しやすくするためにも、情報通信機器の使用をできるようにしていただきたく存じます。情報通信機器の使用について、傍聴席においても最低限は議場と同じ扱いにするべきです。

陳情事項の3の写真や動画の撮影や録音につきましては、開かれた議会のために特に実現していただきたい事項です。ただ、これにつきましては、発言の一部を切り取って意図的に編集した動画や、音声の拡散等といったリスクがあるため、議会のインターネット中継や動画配信と同時に実現していただきたく存じます。

また、携帯電話の操作や眠気などで誤解が生じるおそれがあることから、慎重になる意見もあるかと存じます。ただ、ニューシャトルの運転士をしていた私からしますと、それでも可能にするべきと主張いたします。鉄道運転士は常に周囲に見られる環境にあります。写真や動画撮影は日常茶飯事です。見られることによって、お客様や地域の信用や信頼を獲得しています。これは議会にも当てはまることではないでしょうか。伊奈町議会が真に町民の皆様様の信頼や信用を獲得するためには、写真や動画撮影、録音ができることは当然のことと存じます。

最後になりますが、これからの貴議会が不断の改革によって町民の皆様により親しまれる開かれた議会となることを心より願います。

以上になります。

○戸張光枝委員長 ありがとうございます。

以上で陳情者のご意見の陳述は終わりました。

これより質疑に入ります。

ただいまの説明に対し、質疑はございませんか。

武藤副委員長。

○武藤倫雄副委員長 本日はご出席ありがとうございます。

幾つかお伺いさせていただきます。

陳情趣旨の中で、児童を18歳未満と取れるということですが、陳情の内容からいえば中高生という言葉も出てくる中で、学校教育法の児童を取り込んでいくのが自然かと思うんですが、ここで児童福祉法の18歳というのを表記の中で選定された特別な理由はありますか。

○戸張光枝委員長 富井様、どうぞ。

○富井篤弥氏 これにつきまして、子どもの権利条約につきましても18歳未満が児童と定められておりますので、そちらに基づいて記しました。

○戸張光枝委員長 武藤副委員長。

○武藤倫雄副委員長 続きまして、通信機器の持込みの件で議場と同じようにということなんですが、その際、議場の中ではあくまで会議に必要な限りという縛りがあるんですが、それに関しては撤廃をすべきと思っていますか。

○戸張光枝委員長 富井様、お願いします。

○富井篤弥氏 議場に対してということでしょうか。それとも傍聴席。

○戸張光枝委員長 武藤副委員長。

○武藤倫雄副委員長 同様にとおっしゃられていたので、その規則というのは統一に、当然議場の中ですので、統一のルールで取り扱うべきかと思うんですが、統一と考えていただいて、どう考えていらっしゃるでしょうか。

○戸張光枝委員長 富井様、お願いします。

○富井篤弥氏 はい、そのとおりでございます。

○戸張光枝委員長 武藤副委員長。

○武藤倫雄副委員長 今現在、小さなお子様が議場で傍聴できる環境にはないわけですね、仕切りとかなくて。そういったものの解消のためにロビーにモニターを設置して、そちらでは自由に見ていただいてもいいですし、情報機器の使用も特別禁止している状態ではないというところを設けているんですが、そちらについては否定的なお考えをお持ちですか。

○戸張光枝委員長 富井様。

○富井篤弥氏 傍聴席に関しまして、これにつきまして子供と大人で区別するのは、自分自身はあまりよろしくないかという考えでおります。よって、それについては撤廃していただきたいという考えになります。

○戸張光枝委員長 武藤副委員長。

○武藤倫雄副委員長 おっしゃるとおりで、静粛な会議を進行するためには、一定の設備を整えないとなかなか実現ができないという中で、今、議会では、一步出たロビーでご覧いただけるように、編集していない画像をリアルタイムでご覧いただけるような体制を取っているんですが、それについては不十分だとお考えですか。

○戸張光枝委員長 富井様。

○富井篤弥氏 そうですね。まだ不十分かと自分自身は思っています。ロビーだけでなく、動

画とかでも、中継だったりユーチューブで配信だったりできるようにしていただければと存じております。

○戸張光枝委員長 武藤副委員長。

○武藤倫雄副委員長 分かりました。いろいろご回答ありがとうございました。

○戸張光枝委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○戸張光枝委員長 質疑がないようなので、引き続きよろしいでしょうか。

以上で陳情者に対する質疑は終わりました。

陳情者は退席をお願いいたします。ありがとうございました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 11時53分

再開 午後 零時00分

○戸張光枝委員長 休憩を解いて会議を開きます。

本陳情について、委員各位のご意見をお願いいたします。

武藤副委員長。

○武藤倫雄副委員長 現行の規則において、議長の権限において対応可能でございます。今回出た陳情の内容について合理性がないものと認め、不採択でよろしいかと思えます。

○戸張光枝委員長 これより陳情受付第2号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件について、採択することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者なし〕

○戸張光枝委員長 起立ゼロでございます。

本件については、不採択とすべきものと採決いたします。

以上で、総務建設産業常任委員会に付託された議案の審査は全て終了いたしました。

次に、協議事項のその他に移ります。

委員の皆さんから何かございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○戸張光枝委員長 ないようですので、閉会に移ります。

閉会の前に武藤副委員長よりご挨拶をお願いいたします。

○武藤倫雄副委員長 今任期最後の総務建設産業常任委員会でした。大変お疲れさまでございました。ありがとうございました。

○戸張光枝委員長 これをもって閉会といたします。

大変お疲れさまでございました。ありがとうございました。

閉会 午後 零時02分